

(仮称) 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

1. 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)が平成27年10月5日に施行されました。

番号法に基づく、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、住民票を有するすべての町民の皆さんに1人1つの12桁の番号(「マイナンバー」または「個人番号」といいます。)を付して、「社会保障」「税」「災害対策」の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤とされています。今後も、次のスケジュールに従って全国的に事務が進められます。

【今後のスケジュール】

◇ 平成27年10月5日～

住民登録されている住所に、マイナンバーが記載された「個人番号通知カード」が送付されます。

◇ 平成28年1月1日

・番号法に定められた「社会保障」「税」「災害対策」の行政手続において、マイナンバーの利用が開始されます。

・希望者は申請書を提出することにより、「個人番号カード」の交付を受けることができます。

◇ 平成29年1月

情報提供等記録開示システム(マイナポータル)の利用が開始されます。

◇ 平成29年7月

地方公共団体と国の行政機関の間で、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会や提供が開始されます。

※ 大磯町においても、上記スケジュールに合わせて事務を進めています。

2. 条例制定の必要性

マイナンバーが平成28年1月から国や町などにおいて、「社会保障」「税」「災害対策」の分野において利用されることとなります。

町において、マイナンバーを利用することができる事務は、番号法の規定により原則として次の2つの事務に限られます。

① 番号法第9条第1項及び別表第1に規定される事務(以下「法定利用事務」といいます。)

② 番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務(以下「独自利用事務」といいます。)

※ 福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税及び防災に関する事務その他これらに類する事務に限られています。

これらの事務を行うにあたり、個人番号を利用して、町長部局内の各課の間で情報を授受する場合や、町長部局から教育委員会などの町長部局以外の部局へ情報提供を行う場合は、町で条例を制定することとされています。そのため、町では町民の皆さんの利便性の向上や、事務の効率化を図るために条例を制定する必要があります。

3. 制定する条例の主な内容

今回制定する条例の主な内容は、次の3項目になります。

- ① 法定利用事務以外の事務で、マイナンバーを利用することにより町民の利便性の向上や、事務の効率化が図られる事務を定め、マイナンバーを利用すること。《**独自利用事務**》
- ② 各課の間で実施している情報の授受を行う際に、マイナンバーを利用すること。《**庁内連携**》
- ③ 町長部局と教育委員会などの町長部局以外の部局の間で実施している情報提供の際に、マイナンバーを利用すること。《**提供**》

(1) 独自利用事務について

個人番号の利用範囲については、番号法第9条に規定されています。

同条第1項において、番号法別表第1に掲げる行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理するものは、同表に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいいます。）において個人情報を効率的に検索、管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨が規定されています。（**法定利用事務**）

また、同条第2項において、地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、健康若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索、管理するために必要な限度で個人番号を利用できる旨が規定されています。（**独自利用事務**）

【参考】番号法（条文）抜粋

（利用範囲）

第9条 別表第1の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

別表第1（抜粋）

（上欄）

（下欄）

四十一 市町村長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
----------	--

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

本町においても法定利用事務以外の事務のうち、個人番号の利用により、町民の利便性の向上や、事務の効率化が図られるものについて、独自利用事務として条例に定め、その事務の処理に関して保有す

る特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索、管理するために必要な限度で個人番号を利用することとします。

具体的には、次の事務を想定しています。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 障害者の医療費の助成に関する事務② ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務③ 小児医療費の助成に関する事務④ 私立幼稚園の就園費補助金の交付に関する事務⑤ 就学援助費の交付に関する事務 |
|---|

なお、今後、その他の事務で独自利用することにより、町民の利便性の向上や、事務の効率化につながると考えるものについては、随時検討のうえ、条例改正し追加していく予定です。

（２）庁内連携について

法定利用事務及び独自利用事務においては、個人番号を利用することができますが、番号法の規定においては、複数の事務にまたがって特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報のことをいいます。）を連携して利用することは想定していません。あくまでも1つの事務において個人番号を利用することのみが認められています。

そのため、1つの事務を処理するために利用する特定個人情報を、庁内の各課の間で行う他の事務を処理するために利用（以下「庁内連携」といいます。）するためには、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例に規定する必要があります。

① 法定利用事務の間での連携

番号法第19条第7号の規定により、他の行政機関等への特定個人情報の提供について定めている番号法別表第2の規定の内容を包括的に定めることにより、庁内連携について規定し、同表に規定されている特定個人情報であって本町の同一機関が保有するものを、同表に規定されている事務を処理するために必要な限度で利用することを条例に規定します。

【参考】番号法（条文）抜粋

（特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

（7）別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

【参考】番号法「第9条第2項」で定める条例規定のイメージ（番号法「別表第2」抜粋）

(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)	(第4欄)
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
六十一 市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
【大磯町福祉課】	→	市町村長 【大磯町税務課】	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

② 独自利用事務の間での連携

独自利用事務についても、庁内連携により町民の利便性の向上や、事務の効率化につながると考えられるものについて条例に規定します。

具体的には、地方税の賦課徴収に関する事務などにおいて自ら保有する特定個人情報を、独自利用事務として規定する予定の「①障害者の医療費の助成に関する事務」、「②ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務」、「③小児医療費の助成に関する事務」、「④私立幼稚園の就園費補助金の交付に関する事務」を処理するために、必要な限度で利用することができる旨を規定します。

また、庁内連携により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例などの規定により、その特定個人情報と同一の情報を含む書面の提出を義務づけられているときは、その書面の提出があったものとみなす旨を規定します。

なお、庁内連携を行うことにより、町民の利便性の向上や、事務の効率化につながると考えるものについては、随時検討のうえ、条例改正し、庁内連携が可能な事務・特定個人情報を追加していく予定です。

(3) 提供（同一地方公共団体内の他機関との特定個人情報の提供）について

同一地方公共団体内の執行機関が相互に特定個人情報の提供を行い、事務処理をするために必要な限度で庁内連携をする場合は、番号法第19条第9号に基づき条例の制定が必要となります。

具体的には、町教育委員会の事務であり、独自利用事務として規定する予定の「⑤就学援助費の交付に関する事務」を処理するために、町長部局と町教育委員会との間で、必要な限度で特定個人情報を提供することができる旨を規定します。

【参考】番号法（条文）抜粋

（特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

4. 条例（骨子案）について

（1）趣旨

法定利用事務以外の事務において、番号法第9条第2項（地方公共団体が地域の実情を踏まえて条例を定めることにより、マイナンバーを用いて手続を行うことができるようにするための規定です。）に基づき条例を制定し、マイナンバーを利用して行うこととする事務（法定利用事務と独自利用事務）及び各課の間で特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報のことをいいます。）の授受（以下「庁内連携」といいます。）を行うことが可能となるよう必要な事項を定めます。

また、番号法第19条第9号（同一地方公共団体内の他の機関の間において、特定個人情報の提供を行うことができるようにするための規定です。）に基づき、特定個人情報を町長部局と教育委員会などの町長部局以外の部局の間で提供（照会）することが可能となるよう必要な事項を定めます。

【参考】番号法（抜粋）

（利用範囲）第9条第2項

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

（特定個人情報の提供の制限）第19条第9号

9 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

（2）用語の定義

使用する用語（個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者及び情報提供ネットワークシステム）の定義を定めます。

この用語の定義は、番号法において使用する用語の例によるものとします。

【用語解説】

個人番号とは

住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいいます。

※ 平成 27 年 10 月から住民票を有するすべての国民に通知される 1 人ひとり異なる 12 桁の番号

特定個人情報とは

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいいます。

※ 特定個人情報 = 個人情報（氏名、性別、生年月日、住所など） + 個人番号（12 桁の番号）

個人番号利用事務実施者とは

個人番号利用事務^{*}を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいいます。

※ 個人番号利用事務 … 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、番号法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいいます。

情報提供ネットワークシステムとは

行政機関の長等の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる特定個人情報の提供を管理するものをいいます。（総務大臣が設置管理します。）

（3）町の責務

本条例における町の責務を定めます。

個人情報の保護の観点から、個人番号その他の特定個人情報に、取扱いの適正を確保するために必要な措置^{*}を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとします。

【参考】番号法（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講じるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

【用語解説】

必要な措置とは

保管庫に施錠を行うなどの物理的対応、外部ネットワークからの攻撃を防御するための機器であるファイアウォールの設置などによる技術的対応、職員研修などによる組織的対応を行うことなどをいいます。

(4) 個人番号の利用範囲

番号法第9条第2項に基づき、個人番号の利用範囲を定めます。

① 独自利用事務

法定利用事務以外の事務で、現在、町において実施している福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税及び防災に関する事務その他これらに類する事務のうち、マイナンバーを利用することにより町民の利便性の向上や、行政の効率化が図られる事務を定め、マイナンバーを利用することとします。

独自利用事務として個別に事務名などを列挙し、別表などにより規定します。

(例) 別表第1

機関	事務
町長	障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
町長	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
町長	小児医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
町長	私立幼稚園の就園費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの

② 庁内連携

法定利用事務を行う中で、各課の間で特定個人情報の授受（庁内連携）を行うことができるようにします。また、独自利用事務についても事務を行う中で、効率的な処理に必要な限度で、各課の間で特定個人情報の授受（庁内連携）を行うことができるようにします。

なお、独自利用事務については、個別に機関名を列挙し、別表により規定します。また、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために、必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報を自らが保有している場合は、利用することができる旨を規定します。

(例) 別表第2

機関	事務	特定個人情報
町長	障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
町長	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
町長	小児医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
町長	私立幼稚園の就園費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報

(5) 特定個人情報の提供

番号法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供について定めます。

独自利用事務を行う中で、効率的な処理に必要な限度で、町長部局から教育委員会へ特定個人情報を提供することができるようにします。

個別に情報照会機関などを列挙し、別表により規定します。

(例) 別表第 3

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	就学援助費の交付に関する事務 であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報

(6) 委任

条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める旨を規定します。

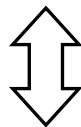
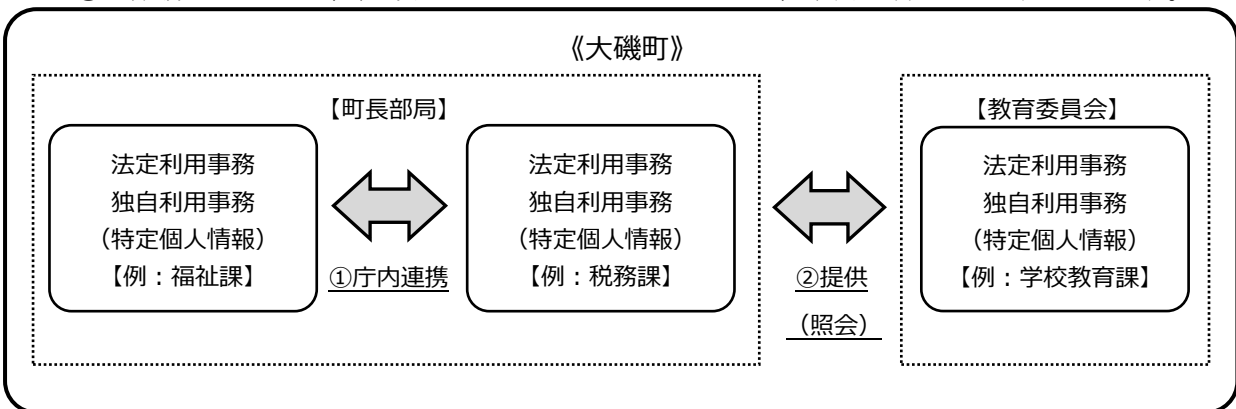
(7) 施行日

個人番号の利用は平成 28 年 1 月 1 日から開始されるため、条例の施行日を平成 28 年 1 月 1 日とします。

【参考】庁内連携・情報提供のイメージ図

☆ ①と②の業務について条例で定めます。

※ ③の業務については、番号法により定められているため、条例の制定は不要となります。



③提供 (照会) ※平成 29 年 7 月から開始予定

